

事 務 連 絡

令和 3 年 10 月 7 日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁救急企画室

消防機関における救急救命士の行う救急救命処置の事故防止の徹底について

救急救命士の行う救急救命処置は、救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）及び関係法令に基づき実施されており、救急救命士制度の円滑な運用については、「救急業務におけるメディカルコントロール体制の充実強化について」（平成 15 年 3 月 26 日付け消防救第 73 号消防庁救急救助課長・医政指発第 0326002 号厚生労働省医政局指導課長通知）等により、都道府県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会の適切な運用を図るよう通知しているところです。

また、救急救命士の行う救急救命処置の事故防止等については、法令を遵守し適切な救急活動を行うよう、「消防機関における救急救命士が行う救急救命処置の事故防止の徹底について」（平成 30 年 5 月 15 日付け消防庁救急企画室長事務連絡）等、従来から通知等を発出し周知してきたところです。

しかしながら、今般、千葉県千葉市において、救急救命士が心肺機能停止前の傷病者に対し、医師の指示の下、薬剤（アドレナリン）投与を行った重大な事案が発生しました。

つきましては、関係法令、通知、事務連絡及び各種プロトコール等の再確認を行い、法令遵守及び事故防止の徹底を図るよう、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）並びに都道府県メディカルコントロール協議会及び地域メディカルコントロール協議会に対し、この旨周知徹底されるようお願いいたします。

【問合せ先】

消防庁救急企画室

小塩救急専門官、久保田係長、小淵事務官

T E L : 03-5253-7529

F A X : 03-5253-7532

E-mail : kyukyusuishin@soumu.go.jp